

この機会に一言人口問題研究所の組織に就て御話申上げますれば、本研究所は企畫部及調査部の二部に岐れ企畫部は庶務會計の外調査の統轄及外部との連絡を主管し、調査部は四班に分れ第一班は人口統計に關する事項、第二班は民族問題、第三班は人口と經濟に關する事項、第四班は人口衛生を夫々分擔致すことになつて居ます。固より實際に於ては混然一體となつて相協力して仕事を進めて居る事は申す迄もありません。

然し本研究所は僅少の研究官及研究官補を有するのみで、直接手足を有しないのでありますから、各官廳に於て作製せらるる統計資料を利用すると共に、調査資料の蒐集には各位の御援助、御協力を煩さなくては到底所期の目的を達することを得ないのであります。

參與は特に合議體でもなく、又決議機關でもないものであります。殊に問題のある時は會議を開きますが、會議を開かずとも必要に應じてその都度或は當所より御援助を御願致し、或は各位より御意見御指導を賜り度いと思ふのであります。何分宜しく御協力を願ひます。

本日は本研究所に於ける研究項目及現にやつて居る事に就て御報告申上げ、各位の隔意なき御意見を承り度いと存じます。

### 所得階級別婚姻、出生及死亡調査

昭和十五年二月十九日、豫ねて計畫中の所得階級別婚姻、出生及死亡調査要綱の決定を見、直ちに之を實施することとなつた。其の要綱を掲ぐれば左の如くである。

### 所得階級別婚姻、出生及死亡調査要綱

#### 一、調査の目的

出生増加及死亡減少方策に關する基本的研究資料作成の爲所得階級別の婚姻、出生及死亡を調査せむとす

#### 一、調査の客體

昭和十四年一箇年間調査地域に現住し戸數割を納むるもの及戸數割を免除せらるるも一戸を構ふる者及其の同居家族

#### 一、調査の事項

(一) 戸數割階級別による男女、年齢及配偶關係別人口(昭和十四年末現在)

(二) 戸數割階級別による婚姻年齢別男女初婚者

(昭和十四年中)

(三) 戸數割階級別による男女別出生兒及死産兒

(昭和十四年中)

(四) 戸數割階級別による男女、年齢及死因別死亡

(昭和十四年中)

#### 一、調査の方法

關係市吏員に委嘱し、戸數割原簿、戸籍簿、世帯簿、寄留簿、婚姻届、出生届、死亡届等により必要事項の調査集計を行ひ別掲結果表様式に記入せしむ

#### 一、調査の地域

青森市、盛岡市、秋田市、山形市、市川市、甲府市、沼津市、四日市市、宇部市、松江市、新居濱市、大牟田市、延岡市、外六市交渉中

#### 備考

調査上の注意事項

(イ) 戸數割階級の區分に就ては昭和十四年度に

依り先づ勤勞所得のみを有する者に對する戸數割納税額を求め之を標準とし勤勞所得者、財産所得者及事業所得者に付左の四級に分つ

一、最下級 勤勞所得のみ年額六百圓ある者に對する戸數割以下の戸數割(勤勞所得六百圓より少なく又は全く無きも財産あるにより之に相當する戸數割を納むるものを含む以下之に同じ)

納税者並に戸數割免稅者にして一戸を構ふる者

二、下級 前號の戸數割を超え勤勞所得年額一千二百圓ある者に對する戸數割以下の戸數割納税者

三、中級 前號の戸數割を超え勤勞所得年額三千圓ある者に對する戸數割以下の戸數割納税者

四、上級 前號の戸數割を超ゆる戸數割納税者

(ロ) 戸數割を課せられたる者の同居家族員は總て戸數割を課せられたる者と同一所得階級に屬するものとす

(ハ) 調査の事項(二)は當該結婚に依り新に調査の客體たる世帯の世帯員となりたる者に就ては之を調査せず

但し調査の客體たる世帯の世帯員が結婚に依り他の世帯員となりたる場合には調査を要す

以上

第一表 戶數割納稅階級別に依る年齢別配偶關係別人口(男女別表とす)

(甲) 男子 市 名

(昭和十四年十二月三十一日現在)

年階級	最下級			下級			中級			上級			總計		
	未婚及 鰥寡	有配偶	合計	未婚及 鰥寡	有配偶	合計	未婚及 鰥寡	有配偶	合計	未婚及 鰥寡	有配偶	合計	未婚及 鰥寡	有配偶	合計
一歲未滿															
一歲															
二歲															
三歲															
四歲															
五歲															
六歲															
以下七九歲 迄各歲別															
八〇歲以上															
合計															

第二表 戸數割納稅階級別に依る婚姻年齢別初婚者  
(甲) 男子 市名 (昭和十四年中)

年階級	市名				
	最下級	下級	中級	上級	合計
一七歳未満					
一七歳					
一八歳					
以下三五歳迄各歳別					
三六歳—四〇歳					
四一歳—四五歳					
四六歳—五〇歳					
五一歳以上					
合計					

第三表 戸數割納稅階級別に依る婚姻年齢別初婚者  
(乙) 女子 市名 (昭和十四年中)

年階級	市名				
	最下級	下級	中級	上級	合計
一五歳未満					
一五歳					
一六歳					
以下三〇歳迄各歳別					
三一歳—三五歳					
三六歳—四〇歳					
四一歳—四五歳					
四六歳—五〇歳					
五一歳以上					
合計					

第四表 戸數割納稅階級別出生兒  
市名 (昭和十四年中)

出生階級	市名					
	合計		女		男	
	計	私生	計	私生	計	私生
最下級						
下級						
中級						
上級						
合計						

第五表 戸數割納稅階級別死産兒  
市名 (昭和十四年中)

死産階級	市名					
	合計		女		男	
	計	私生	計	私生	計	私生
最下級						
下級						
中級						
上級						
合計						

第六表 戸數割納稅階級別による年齢階級別死因別死亡(男女別とす)

(甲) 男子

市名

(昭和十四年中)

年 死 因	年齢					合計
	一歳未満	一歳	二歳	三歳	以下七九歳迄各 歳別	
先天性弱質及先天畸形	1					
下痢及腸炎	2					
肺炎	3					
結核	4					
赤痢及疫痢	5					
腦出血	6					
癌	7					
腎臟炎	8					
微菌	9					
脚氣	10					
腦膜炎	11					
消化器疾患	12					
呼吸器疾患	13					
精神病、腦脊髄病、神經疾患	14					
急性传染性染病	15					
衰老	16					
血行器疾患	17					
不慮ノ傷害	18					
自殺	19					
其他	20					
計	合計					

乳幼児診査票の集計及研究

昭和十四年五月實施の國民精神總動員第十三回全國兒童愛護週間に際し、全國四十二地域(市町村)に互り、恩賜財團愛育會並財團法人中央社會事業協會が實施したる乳幼児診査の結果に基き調査研究を行ふことと決定し、直ちに二萬枚を超える同調査票につき集計を開始した。集計項目は四〇項目の多きに達してゐるが、取敢へず集計に著手したるもの左の如くである。

一、地域別、生活程度別集計項目

のと否とによる乳幼児の健否

人口問題研究所研究報告會

昭和十四年十二月十一日、本研究所に於ける調査研究の促進に資する爲、昭和十五年一月より毎週一回、研究所内部に於て人口問題研究報告會を開催し、研究官全員輪番を以て研究報告を行ふことと決定し、一月十三日より實施した。三月末日迄の研究報告題名及報告者は以下の如くである。

第一回 婚姻出産率に就いて

左右田研究官

一月十三日

- 一、體性、年齢別乳幼児の榮養概評
- 一、體性、年齢別乳幼児の體重、身長、上膊圍
- 一、年齢別保育施設利用の有無
- 一、年齢別健康相談の有無
- 一、年齢別現在の主食食物
- 一、職業別乳幼児榮養概評
- 一、職業別死流産
- 一、同胞數と子女死亡數
- 一、地域別生活程度別人工榮養兒に關する集計項目
- 一、人工榮養の種類別榮養概評
- 一、父母、家族、同居人に結核肋膜炎に罹患せるも